

要約の基礎徹底

矢吹芳裕

2005年3月7日版

Copyright ©2001-2005 Yoshihiro Yabuki

この文書を、フリーソフトウェア財団発行の GNU フリー文書利用許諾契約書（第 1.1 版かそれ以降の版から一つを選択）が定める条件の下で複製、配布、あるいは変更することを許可する。ただし、著作権表示部分（この部分）および、付録 A「GNU Free Documentation License」は変更を許さない。この利用許諾契約書の複写は付録 A「GNU Free Documentation License」に収録されている。

目次

はじめに	iii
第 1 章 要約の基礎徹底	1
要約の基本的考え方	1
実際に解いてみよう	2
例題	2
作業のアウトライン	3
出典や問題の要求にヒントはないか確認する	3
本文に目を通す	4
テーマ、全体の構成のあらましを把握する	5
答案を書く	6
先輩からのメール	10
第 2 章 実践問題集	11
重要ポイントを示す表現を押えよう	11
問題 1	11
問題 1 / 考え方	12
全体のストーリーをつかもう	16
問題 2	16
問題 2 / 考え方	18
問いの求めに即して読もう	20
問題 3	20
問題 3 / 考え方	22
解答例	24
付録 A GNU Free Documentation License	25
Applicability and Definitions	25
Verbatim Copying	27
Copying in Quantity	27
Modifications	28
Combining Documents	30
Collections of Documents	30
Aggregation With Independent Works	30

Translation	31
Termination	31
Future Revisions of This License	31

はじめに

本冊子について

この小冊子は、僕が公開している Web ページ「小論文の工具箱」^{注1}でも、とくに印刷バージョンへのリクエストが多い「要約の基礎徹底」の PDF バージョンだ。Web ページをそのままプリントアウトするのは、ちょっと……という要望に応じて作成してみた。このバージョンは、Web ページ版と内容には大きな相違はないが、予備校の講義で使用したプリント教材に基づいて作られているため、多少ならず異同がある。取り上げた問題はちょっと古めだけれど、考え方自体は参考になるゾと確信している。

でもまあ、ひとりの人間がやることに完璧なんてあり得ない。だから、この教材にだって、問題点があるに違いない。そういうところを見つけたら、陰でコソコソ悪口をいうんじゃなくて、メールでも知らせてくれるとありがたいなあ。

なお、この教材は勝手に複写したり内容を改良して使用しても構わない。コピープロテクトも何にもしていないので、pdftotext などのソフトを使ってテキストファイルに落とすこともできる。ただし、著作権を放棄しちゃったというわけではないから（というか日本では著作権放棄はできないのだ）手を加えて使用する場合、手を加えた旨明記のうえ、原作者が誰のかも記して使用してほしい。また、改良点などはぜひともこちらに知らせていただけるとありがたい。改良版ができた際には、ご芳名を改版履歴 (p.iv) に記させていただきます。後は家庭教師ネタにでも何にでも使ってください結構だ。ライセンスは、GNU Free Documentation License^{注2} に準ずるものとしておく。まあ商業出版されることはないと思うけれどネ 家庭教師ネタ、塾ネタに使ってちょっと儲けたかな、なんてことがあったら、晩飯かビールでもおごっていただけると大いにありがたし。

この冊子の作成には、VineLinux2.15(ftp版)上で、GNU Emacs20.7、アスキー版 pL^AT_EX 2_ε、dvi_{pdfm} 他を使用した。こうした優れたソフトウェアがフリーソフトウェアとして、あるいはそれに準ずるものとして、僕たち一般ユーザに解放されているのはすばらしいことだと思う。それぞれの作成者には感謝したい。この冊子もそんなソフトウェアみたいにホイホイと受験生が使ってくれたらいいと思う。

注1<http://page.freett.com/y.yabuki/>

注2付録 A. (p.25) もしくは <http://www.gnu.org/copyleft/fdl.html> 参照。あくまで英語版が正式なものだとはいえ、日本語じゃないと読めないという方には、<http://www.debian.or.jp/~mhatta/fdl.ja.txt> に八田氏の日本語訳がある。

本冊子の使い方

基本から順序を追って説明しているのので、適当なところから読み始めたりせず、最初から取り組むべきだ。また、問題は一度は自力で解いてみる。自力で苦労しながら取り組まないと解説のありがたみはほとんどない。例外は直前期で時間が極端に不足している場合だけだ。

「実践問題集」の一部の問題には初心者が取り組むには少々むずかしいかなっ、と思えるものもある。けれど、むずかしいと感じられるのは文章の内容であって、要約の作業そのものではない。だから、解き方の手順をしっかりと頭に入れて取り組みれば答案を書くことはできるはずだ。辛いと感じることだってあるかもしれないけれど、メげずにがんばるべし。

最近の受験生は、文字ばかりが並んでいる参考書類を敬遠する傾向があるようだ。けれど、この冊子はひたすら文字ばかりが並んでる。無意味な挿絵類は一切ない。本気で大学進学を考えてるんなら、たかだか 20 ページあまりの文字の並びにゲッソリするようではどうしようもないゾ。そのかわり、要約についてのみここまでトコトン解説した市販の学参はめずらしいはず。だから、そのへんは我慢して取り組みなさい。

本冊子だけで入試の小論文課題文の長文読解がホイホイこなせるようになる！というわけには、残念ながらいかない。あくまでもこの冊子の役割は、要約のオリエンテーションみたいなものだ。だから、取り組みれば取り組まないよりずっと優れた要約が書けるようになるけれど、この冊子で学んだことを活かして、さらに実践的な問題に各自取り組んでゆくことも忘れずに。あ、それから、予備校での僕の講座をとってけるとなお結構(^_^;)。

質問、感想、意見、誤記などあったら、メールをいただけるとありがたい。

2001 年 7 月 31 日

矢吹き芳裕

E-mail : yyabuki@gmail.com

改版履歴

2001 年 7 月 31 日 2001 年 7 月 31 日版公開。

2001 年 8 月 30 日 2001 年 8 月 30 日版公開。上記の、一部表記の不統一、著作権関連記述の不手際を訂正。当方の不手際を指摘してくれた、西村崇さん、河野知代さんに感謝。

2005 年 3 月 7 日 2005 年 3 月 7 日版公開。参照関係の不手際その他を修正訂正。

第1章 要約の基礎徹底

要約の基礎を確実に身につけてもらう。一般的な受験生は要約を非常に甘くみている。要約は、課題文の読みが課されるか課されないかを問わず、非常に重要！テクニック以上に、スキルがものをいう部分。面倒でも正しい手順で練習を重ねる必要がある。ここに挙げたのはいずれも基礎的な考え方だけだ。だから、これくらいは最低限確実に身につけて試験に臨めるようにしたい。

要約の基本的考え方

1. 要約 = “abstract”

つまり、課題文の本質的な部分を抽出する作業である。

2. 説得力のための工夫と書き手の考え方 (図 1.1 参照)

- 具体例 (話をわかりやすくするための記述)

わかってほしい「話」は具体例以外のところにある。証拠の役割。

- 引用

偉いヤツだって俺と同じことを言ってる (権威づけ)。証言の役割、つまり上記の具体例に準じるもの。

- レトリック

メッセージを印象づける言葉の工夫。比喻、逆説的表現そのものが大事なのではなく、それらを通して語られるメッセージに注目する。

3. 細かな字句の正確さより、主題・構成の把握を重視する

全体が把握・読解できたことのアピールを優先して考えよう。

つまり、図 1.1 (p.2) の (a)、(d) のような部分に注目して組み立てるのが基本となる。何となく重要そうなところを抜き書きするというのではなく、なぜ自分が着目した部分が重要といえるのか、きちんと考えて要約・要旨は作らなければならない。

基本的な問題を次に掲げてあるので、まずこいつを自力で解いてみよう。基本的な問題ではあるけれど、要約の基本が身についているかどうかがテキメンにバレてしまう恐ろしい問題なのでゆめゆめ手抜きなどしないように。

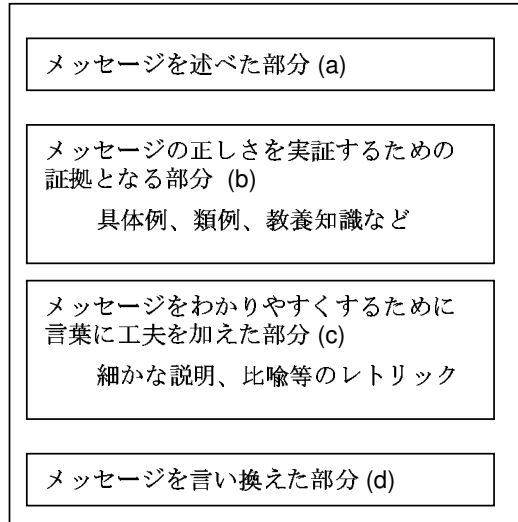


図 1.1: 段落の基本的な組み立て

実際に解いてみよう

まずは、自力で解くことを基本とする。10分以内に適切な答えが書けないようなら基礎力に問題アリ。その場合は、6ページ冒頭までの基本的な手順をしっかりと読んだ上で再チャレンジすること。10分以内に適切な答えが書けたと思えた場合でも、同じく基本的な手順に目を通し、自分の答案作成作業に不適切な部分はなかったかを確認すること。

そのうえで、「答案を書く」(p.6)を熟読し、自分の答案そのものではなく、答案作成作業と比較して見ること。答案に不適切な部分を見つけた場合は、その都度手を入れるべし^{注1}。

例題

次の文章を80字以内で要約せよ。

- 論旨の展開にそってまとめること。
- 箇条書きではなく文章の形で述べること。
- 句読点など各種記号は一字分とすること。

日本文化、広くとれば中国文化圏においては、客人に対して特別なもてなしをする風習がある。普段のありのままに生活のなかに客人を迎えようとするのではなく、過剰なもてなしを準備し、たいそうな厚意によって客人を迎えようとする。

^{注1}と、とりあえず作業の目安を書いてみただけでも、入試直前期など時間にメチャクチャ追われているような場合はきちんと守れなくても仕方ないだろう。解答例以外に全部目を通してうえで答案作成に入ってもかまわない。ただし、この場合でも自分で答案を作る作業は必須だと考えてほしいところ。

もちろん客を迎えることは祝祭的な意味を持つので、他の多くの文化にあっても、日常生活以上のもてなしをしがちである。しかし、とりわけ私たちは自分のいつもの生活を隠し、客人に特別な歓待と厚意をもって遇しがちではないだろうか。それは、自分の文化を相手によく知ってもらふこととも、相手が私たちの文化を知ってゆくこととも違う。どちらかといえば、文化の接触を巧妙に少なくする古いタイプの社交術であるといえる。

他方、ひとたび異郷の人が自分たちの地域に入り、ともに生活するようになると、今度はうって変わり、「郷に入っては郷に従う、俗に入りては、俗に従う」とか、「郷に居ては郷に従え、門に入らば笠をぬげ」といった考え方をする。つまり、異質な文化をもった人々が傍らに共存することを許さない。

(神戸学院大)

作業のアウトライン

具体的な作業の手順をまず示そう。

1. 出典の表題や問題の要求にヒントはないか確認する。
2. 本文に目を通す。
 - (a) ふだんより少し早めの読みを心がける。
 - (b) 事実と考察を区別する。
 - (c) 重要事項を示す表現をチェックする。
3. テーマ、全体の構成のあらましを把握する。
4. 答案を書く。

以下、まずこの手順にしたがって、例題にチェックを入れてゆく。その後で手順にしたがって解いた場合の読みを徹底的に解説してみよう。

出典や問題の要求にヒントはないか確認する

本文を読む前に、問題の要求と出典を確認しておこう。課題文の出典は、原文からの抜粋であることが多いから、つねに当てにできるとはかぎらない。だが、長文になればなるほど、その課題文のテーマがあらわれやすくなる。また、国公立大学2次の小論文では、古典的な文章が登場することもある^{注2}。したがって、出典を見ることで内容の見当がつくこともあるわけだ。

また、「次の文章を読んだうえで、～について君自身の意見を述べよ」といったタイプの問題や、問1で要約を書かせたうえで、問2で「～について意見を述べよ」とする問題は、結構

^{注2}「古典」といっても国語の古文のことではないから、勘違いしないように。法学部や教育学部では世界史や倫理政経の教科書に出てくるような、たとえばルソーや J. S. ミルのような人物の書いた文章が出ることもあるということだ。

多い。こうした場合、「～について」という論考問題のほうのテーマが課題文のテーマと無関係であることはきわめて少ない。これも百パーセント当てにできるわけではないが、めやすとしては確認しておく値打ちがある。

こういう指導を「邪道だぁ」と感じる人もいるかもしれない。しかし、少なくとも小論文の場合、そうした感じ方は的外れだ。通常、私たちは何らかの目的をもって書籍に当たる。何かについて考えたい、調べたいと思って書籍を繙くはずだ。つまりふつうは文章を読む前にすでに明確な問題意識を持っているわけでしょう。それと同じ態度で小論文の課題文にも当たってくれというほどのことなのである。

ただし、今回の例題の場合は、現代文の問題から。全然ヒントになる言葉がなくて申し訳ない。

本文に目を通す

以下に紹介する事柄は、示す順序通りに行なうのではなく、並行しながら行なうこと。

ふだんより早めの読みを心がける これについては、とくに付け加えるべき点はない。繰り返しになるが、少なくとも一読目は、素早く目を通すことを心がけたほうが正確な読みになりやすいことを思い出してほしい。

事実と考察を区別する これもすでに触れたこと。具体例としてあらわれた事柄は、括弧に括るつもりで読んでゆくと、論考の骨組みはずっとつかみやすくなるはずだ。

重要ポイントの目安になる表現をチェックしよう 重要ポイントのありかを知る目安になる表現が評論にはある。もちろん、あくまで目安であって、絶対事項ではないが、知っていれば重要事項の読み落しは確実に減らせるだろう。そうした表現の主なものをここでは紹介しよう。ちょっと数が多いと感じるかもしれないが、慣れればどうということもない。立ち読みするような場合でも、こういう部分に気をつけると把握できる内容は増えるだろう。

逆接表現 「しかし、けれども、だが、ところが」のような、前後に対立する内容があることを示す表現。前後が逆だという基本は、むろんみんな知っていると思うが、この表現の後には、語り手の問題意識に非常に強く関わる指摘が登場しやすい。この表現の前後の議論を押えると、筆者の考え方がわかりやすくなる。

問題提起の表現 簡単にいえば、「～ではないだろうか、～はいったいなぜだろうか」といったような、疑問形の文末を持った文。そうした文は、筆者がよくわからなくて読者に尋ねているのでは、むろんない。むしろ、筆者の問題意識や主張が色濃くあらわれた文になっている。今回の例題の場合、第2段落の第2文にこの表現が登場している。

テーマにかかわる言葉の定義 問題の要求や、出典の表題などからテーマと思われるものははっきりしている場合、その直接的な定義は絶対に押えておこう。筆者の主

張をもっとも簡潔にまとめると、基本的に《AはBである》という命題の形にまとめられる。極端な場合、その定義を押えることで本文の要旨はクリアできたといえてしまうようなこともある。

対比・対立関係を示す表現 「これに対して(反して、比して)、一方、他方、～と同時に……」のような前後の内容が反対のものであることを示す表現。先に挙げた逆接もその一つ。その表現をはさんで、どんな事柄がどういう点で対立しているのかが注意すると、筆者の議論は理解しやすくなる。対義語にも気をつけたい。今回の問題の場合、第3段落に「他方」がある。第1、2段落の内容とは対照的な議論が第3段落に登場することになるはずだ。すると、今回の場合、これを手がかりに文章全体の構成把握ができることになるだろう。

段落冒頭の指示語 特に気にしたいのは、「こ(そ)のように、このような、このように考えてみると……」の類。こうした表現の後には、その直前までの議論をまとめたり、まとめたうえで、次の段階へと議論を進める記述があらわれやすい。

筆者自身が読者の注意を喚起している表現 これは、「ここで重要なのは、ここで忘れてはならないのは、～は重要である」などのように直接ここが重要だ、と本文自身が語っている表現。長い文章の中には結構登場してくる。

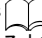
言い換え表現 「いいかえれば、つまり、要するに、極端にいつてしまえば」の類。ここまでで紹介してきた表現ほど当てになるとはいえないが、一応筆者が読者に確実に伝えたい内容が繰り返されると考えられる。例題では、第3段落末尾の文に「つまり」が登場する。

因果関係を示す表現 「したがって、だから、それゆえ、なぜなら」のように原因と結果の関係を示す表現。特に筆者のメッセージにかかわるものは注意したい。

ここで取り上げた以外にも重要ポイントを把握する目安になる表現はあるが、瑣末に渡りすぎる煩を避けて割愛した。このような表現は現代文の学習の中でも登場する。そうした折りを捉えて身につけるとよい。ある程度の早さを確保しつつ、なお粗雑な読みをできるかぎり減らすためには、このような目のつけどころを押える必要がある。チェックが確実にできるようにすれば、かなりの読解水準に到達できるはずだ^{注3}。

テーマ、全体の構成のあらましを把握する

一通り読み終えたら確認したいのがこれ。テーマとは、その文章が一体何についてのものなのか。これは要約では絶対不可欠だ。《AはBである》の形でいえば、“A”

注3  さらにていねいな読みを深めるゆりのある人、入試本番以外でも読みを深めたい人、超長文の要約が要求される大学も受験する人などには、次の書籍を奨める。手に入りやすいところでは、小河原 誠『読み書きの技法』(ちくま新書)、英語の勉強もついでに、という人には、中村保男・谷田貝常夫『大学入試・英語長文要約法』(三省堂)、慶應ブランドにこだわる人には、浜田文雅『文章理解の方法』慶應義塾大学出版会などもある。これらはいずれもこの教材を作るに当たって参照したものである。【付記】残念ながら『英語長文要約法』は絶版になってしまった。う～ん。

に当たる部分。裁判にたとえるなら、《被告は有罪である》の被告人は誰なのか。被告人の名前が分からないような判決文がナンセンスなのは誰だって分かるだろう。ところが、要約の答案となると、案外このことがおろそかにされがちなのだ。「答案作法」^{注4}のところでも、論ずべきテーマの把握の重要性について強調しておいたけれど、このことは読む際にも、断じて忘れてはならない。

例題の場合、第1段落の冒頭の文がテーマ把握の第一の手がかりを与えてくれる。後でもう少しいいいに分析し直すけれど、一読を終えた段階では《「日本文化」がテーマかな?》くらい把握ができていればいいだろう。

結構面倒なのは構成の把握だ。けれど、長い文章ならたとえば前半と後半にわけるとか、段落をいくつかのグループに分けながら、それぞれの小見出しを考えると、そんなふうの内容を小分けにしていくと、本文全体の見通しがグッとつけやすくなる。いずれにしても、最初から細かく本文を見、少しずつ要点をひろい上げてゆくといったやり方では、全体の見通しを失って字数配分などで失敗しやすい。それに何よりも君の読解力をアピールするような要約には仕上がらないのだ。全体の見通しをはっきりと持つ努力を払っておこう。

例題の場合は、「重要事項を示す表現」のところでも触れたけれど、第3段落冒頭の「他方」に着目すると全体の構成の見通しはかなりはっきりついたといえると思う。テーマの把握と合わせて考えると、何か「日本文化」の対照的な2つの側面について本文は述べているんだな、という見当は比較的短時間でつけられるだろう。

さて、ここまでのコツの再確認も含めて、次に例題の徹底解説を試みてみよう。

答案を書く

作業の手順に即して説明してゆこう。

まず、全体に素早く目を通すこと。これについては君自身で試みてもらうよりしょうがない。

次に全体のテーマや、構成を把握することに力を注ぐこと。この問題では、一読した段階でさしあたり、「日本文化」といった言葉が、テーマ語らしきものとしてチェックできるのだった。構成面では第3段落冒頭の「他方」という言葉が着目に値する。同じくチェックしたい。「他方」という言葉は、単独で用いられる場合、その前後が何らかの意味で対照的な議論になっていることを示すものだ。したがって、これだけの着目でも、例題が「日本文化」の持つ対照的な二面に目を向けた議論を展開していることがわかる。

そのような見通しを前提にして細部の検討に移ってゆこう。説明がわかりやすくなるように、各文に段落の中の何番目の文章か番号をふっておいた。

まず、第1段落。

1 日本文化、〔広くとれば中国文化圏においては、客人に対して特別なもてなしをする風習がある。2 普段のありのままに生活のなかに客人を迎えようとするのではなく、過剰なもてなしを準備し、たいそうな厚意によって客人を迎えようとする。〕

注4 「小論文の道具箱 / 答案作法その1」(http://page.freett.com/y_yabuki/sahou01.html) 参照。

まず第1文は「風習がある」という文末に目を向ければ、事実の指摘であることがわかる。もちろん、一読目であれば、そうした風習そのものについて、この文章が語っている可能性はある。しかし、私たちはすでに一読し、テーマのおおよそを割り出した。そうした前提にもとづいて考えるなら、この部分は具体例だといえるだろう。具体例は《言いたいことをわかりやすく》するため、あるいは《言いたいことの証拠》として登場するのであって、要約で把握すべき言いたいことそのものではない。ここで多少迷うのが「広くとれば中国文化圏においては」の部分。さしあたり「広くとれば」が「広くとるとすれば」、つまり仮定の表現をとっていることを考え、以降の展開で重要な意味を持たなければ省いてよからう、と見ておく。したがって、第1文は「日本文化」というとりあえずのテーマ語のみ押さえて先に進もう。

第2文は、第1文で紹介した風習の細かな説明にとどまる。したがって、これも80字という厳しい字数制限を念頭においた場合、省いてよさそうだ。第1段落全体としては、ここで取り上げられた「風習」を論拠に、日本文化について何かを語ろうとしている、くらいの見当がつけば、とりあえずの読みとしては、十分だろう。

〔1もちろん客を迎えることは祝祭的な意味を持つので、他の多くの文化にあっても、日常生活以上のもてなしをしがちである。2しかし、〕とりわけ私たちは自分のいつもの生活を隠し、客人に特別な歓待と厚意をもって遇しがちではないだろうか。3それは、自分の文化を相手によく知ってもらうこととも、相手が私たちの文化を知ってゆくこととも違う。4どちらかといえば、文化の接触を巧妙に少なくする古いタイプの社交術であるといえる。

第2段落。これも第1段落の「風習」の単なる捕捉説明としても捉えられる。しかし、第1文の「もちろん」、第2文の「しかし」に着目してみよう。この言葉は組み合わせられて、《もちろん……〔譲歩〕。しかし〔逆接〕……〔本音〕》という論展開を示すもの。つまり、第1段落に指摘した事実から、筆者自身の着目点を明らかにする一方で、筆者と異なるものの見方にも配慮を示しているわけだ。さらに第2文の文末が《ではないだろうか》という疑問形になっているところにも着目したい。こうした表現は、読者に対して尋ねているのではなく、むしろ筆者自身の問題意識や主張を明示した問題提起として理解されるべき表現である。したがって、第2文は、第1段落で語られた日本の習慣の、とくに着目すべきポイントを言い当てているのだとわかる。その着目すべき事実の意味を明らかにしたのが第3文。冒頭の「それ」は、第2文で着目した事実を受けている。したがって、「自分の文化を相手によく知ってもらうこととも、相手が私たちの文化を知ってゆくこととも違う」が、押さえられるべき筆者の考察だということになる。

迷うのは第4文だ。これは、第3段落冒頭の「他方」の以降の展開を参考にしてから考えればよいだろう。「古い」「他方」「新しい」といった展開になっていれば、要点として採り入れるべきかも知れないが……。

1他方、ひとたび異郷の人が自分たちの地域に入り、ともに生活するようになると、今度はうって変わり、「郷に入っては郷に従う、俗に入りては、俗に従う」とか、「郷に居ては郷に従え、門に入らば笠をぬげ」といった考え方をする。2つまり、異質な文化をもった人々が傍らに共存することを許さない。

第3段落。まず何よりも着目すべきなのは、第1文冒頭の「他方」。第2段落までの展開とは、対照的な指摘は何なのかを考えながら読みを深めてゆくことが大切だ。むろん、「他方」は並列関係を示す場合もある。しかし、圧倒的に対照的な関係を示していることが多い。だから、取り敢えずはそれまでの記述と対照的な指摘が出て来るのではないかと、との見込みをもって読んでみるのが、賢明。

さて、「ひとたび異郷の人が自分たちの地域に入り、ともに生活するようになる」という点は、前半の議論とどういふ点が対照的だろう。前半では、「客人」の扱いが問題になっていたわけだが、第2段落の議論を見ると、この「客人」は「自分の文化を相手によく知ってもらうこととも、相手が私たちの文化を知ってゆくこととも違う」といった指摘からもわかるように、私たちとは異なった文化を持った「客人」であると考えられる。つまり、この第3段落でいう「異郷の人」とほとんど同じタイプの間人なのである。そうすると、「客人」といった浅いつきあいに対して「地域の生活に入ってくる」という「深いつきあい」が、前半と後半の対照的な議論なのだと思える。こういう見通しを持つべく文章に臨むことは、非常に重要だ。

第1文は、さらに諺の引用に入っている。引用は、筆者の議論に説得力をもたらすための工夫であって、筆者自身の意見ではないと見なすのが普通。したがって、引用は筆者がどのように解釈しているかに目を向けてゆく必要がある。そこで問題になってくるのが、第2文である。

「つまり」という言い換え、ないしは要約表現と見なされる表現で始まっているこの文が、第1文の筆者によってなされた解釈だ、ととりあえず見なすことができる。したがって、後半は「異郷の人が地域の生活の中に入ってくるようになると、異質の文化を持った彼らと共存しようとしなさい」というふうになる。

しかし、「共存しようとしなさい」といってみても、追い出してしまうこととは違うわけだ。ことわざの意味を考えるとこのことはハッキリしている。すると、第2文を機械的に抜き書きしただけでは不十分な要約になってしまうことになるだろう。ことわざを知っていれば勘違いなく理解されることが要約にはあらわれないことになってしまうからだ。ここでの引用は常識的な解釈を施しておく必要がある、とわかる。「郷に入っては郷に従う」ということわざは「新しい土地に来たら、その土地の風俗・習慣に従うのが処世の法である」(大辞林)といった意味である。この意味を考えると、本文の前半後半の対照も理解しやすくなる。つまり、「異質な文化を持つ人々とのつきあいが客人のように浅いうちは、自分の文化を知らせず、つきあいが地域の生活に入り込む深いものになると自分たちの文化を押しつけ、共存をゆるさない」というふうに整理できるだろう。

一般に、具体例や引用は筆者自身の解釈をもって要点と見なすが、筆者自身の言葉にそれが見当たらないときには、前後関係を手がかりに解釈しなければならないこともある。抜き書きを基本に要約を進めること自体は構わない。けれど、それだけですべてが片づくと考えるのは浅薄だと言わなければならない。要は、抜き書きが良いか悪いかではなく、本文のメッセージを理解できたことを読み手(採点者)にどう伝えるかが大切だという基本を忘れずにいることだ。

さて、一応絞り込んだ要点をまとめてみると、「日本文化において、私たちは、異質な文化を持った人々が客人としてやってくる時には手厚くもてなし、自分たちの文化を知らせようとはしない。他方、彼らが地域の生活に入り込んでくると、自分たちの文化を押しつけ、共存

を許さない」といったふうになるだろう。実際には、このあたりは本文への書き込みと頭の中の整理で行いたいところ。後は字数の整理だ。

先の整理では「私たち」の中身が不鮮明。「日本文化において」というのだから、「日本人」だと理解される。「日本文化において」を省き、「私たち」を「日本人」とすることで字数の節約ができる(ちょっと乱暴だけど、字数制限を考えるなら妥当な判断だろう)。「自分たちの文化」は「自文化」と置き換えることができる。「異質な文化」を「異文化」とすることもできるだろう。80字という字数を考えると、1文にまとめることで、さらに字数の節約が考えられる。

例題 / 解答例

日本人は、異郷の人が客人であるうちは自文化を相手に知ってもらおうとせず、他方で彼らが生活をともにし始めると自文化を押しつけ、異質な文化の共存を許さない。

先輩からのメール

Date: Thu, 8 Mar 2001 20:49:14 +0900

お久しぶりです。柏校でお世話になった小野舞子です。先日、山形大学医学部看護学科に合格しましたので、その報告です。

私はセンター試験で失敗してしまい、志望校を変更したのですが、それでもC判定という最悪な状態で二次試験の対策をはじめました。過去問をやるのと同時に矢吹先生のプリントを見直し、二次試験の小論文での大逆転に望みをかけていたのですが、本当に合格することができました。実はあまり期待していなかったのですが、自分でもビックリです。山形には3年ほど住んでいたことがあるので、遠くにいく不安もあまりなく、今から大学生活が始まるのを心待ちにしています。

先生のプリントは追い込みの時期にとっても役立ちました。2月になってから過去問を見て、私がそれまでやっていなかった要約問題が出題されることを知り慌てたのですが、プリントに要約のコツがいっぱい載っていたので、何とか本番に間に合わせることができました。

本当に先生には感謝しています。一年間ありがとうございました。

2月になっても間に合うというふうには理解しないですね。舞子さんはもともとしっかりした答案を書く人だったからこそ「間に合った」のだ。だから、自分の記述力に不安のある人は、やっぱり早めに基本はがっちりかためておきたい。そのほうが直前期にだって、少しは心穏やかに過ごせるはず。

第2章 実践問題集

要約の力をつけるためには、どうしても問題の数をこなすことが必要になる。それは、要約がテクニックを真に必要とするものだからだ。「テクニック」というと、平均的受験生は、ただのコツに過ぎないような「楽しんで棚ボタ」的なものを思い浮かべるみたいだが、そういう理解は問題アリ。たとえば、ピアノ演奏のテクニックを身につけるといった場合、ちょっとコツを聞いただけで誰もがピアニストになれる、というわけにはいかない。テクニックを身につけるべくそれなりに練習するのが筋というものだ。というわけで、ちょっとした問題集を用意した。

重要ポイントを示す表現を押えよう

まずは、例題をとおして身につけたコツを徹底的に使って答えを導き出してみよう。

問題 1

次の文章は坂本太郎の「歴史と国民性とへの反省」の一節である。読んで、後の問に答えよ。

日本歴史を世界的な視野のもとに見直そうとすることは、戦後史学界の一つの大きな課題である。もちろんこのことはたんに世界諸国と具体的な交渉関係をもつ個別的な史実を強調することを意味するものではない。むしろ具体的には直接の関係をもたぬ史実を含めた大きな歴史の推移において、日本歴史は世界史の歩みといかに一致するか、いかに相違するか、その相違は何にもとづくか、また何を結果したか、というような基本的な傾向を尋ねようとするものである。それは言いかえれば、歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本的な特殊性を求めるものである。この意味においては多くの若い人人は世界史の発展法則を巧妙に説明したマルクスの唯物史観に傾倒するのであるが、あらためて言うまでもなく唯物史観が唯一の世界史の法則ではあり得ない。世界史の普遍性は別の立場からする概括を必要とするであろうし、同様に日本史の特殊性の把握説明もたんに地理的環境の特殊性とか、それにもとづく生産手段・生産関係の特殊性とかを挙げるだけで十分でないことは言うをまたないであろう。歴史の主体者はあくまでも自由な意志をもった人間である。その意志の形成の発現には、もとより幾多の制約があるにしても、人間が歴史の主人公であることに変りはない。そして人間という普遍的な名辞は具体的な国の歴史では国民または民族という名辞に置きかえられるが、この国民の性質・思想がその国の歴史の特殊性を構成するにあずかっていることは少なくあるまい。日本史の特殊性の解明に日本国民の国民性の解明は絶対に必要であると信ずる。ただし歴史の特殊性と国民性との関係は常に後者が前者の原因であるという一方的なものではない。前者によって後者が形作られるという逆の関係もまた強く存在する。両者は相互に影響を及ぼし、層層相重なった関係においてあるといえよう。

国民性の研究はこれまでも学者によっていろいろ試みられた。けれどもそれらの多くは例えば日露戦争の後とか、第一次世界大戦の後とか、太平洋戦争の初期とかに特に盛んに試みられたことでもわかるように、日本の国際的地位の上昇にもとづく国民性への自信や自負を基調としてされたものであって、真に公正な見地によるとは言い難いものをもっていた。太平洋戦争の敗戦によってそうした国民性観念の空中楼閣は跡形もなく粉碎されたが、勢いあまって確実な基礎部分までが蔑視され、劣等卑屈の観念に沈淪している弊も見通し難い。現実の情勢にとらわれぬ中正な立場での国民性の解明こそ今日望まれるところでなければならぬ。

問題 この文章の要点を三つないし、四つに箇条書きせよ。

(北海道大学)

問題 1 / 考え方

文章の硬さは、例題よりぐっと増している。けれど、考え方そのものに変わりがあるわけではない。さっそく読み込んでみよう。

日本歴史を世界史的な視野のもとに見直そうとすることは、戦後史学界の一つの大きな課題である。……

第1文。この文は「、」をはさんで、前半後半に整理できる。《日本歴史を世界史的な視野のもとに見直そうとすること》+《それが、戦後史学界の一つの大きな課題であること》だ。一読後であれば、これが本文全体の構造に対応していることにも気づく人もいるかもしれない。すなわち、第1段落は「日本歴史を世界史的な視野のもとに見直」す方法についての考察であり、第2段落は、なぜそのことが「戦後史学界」の「課題」であるのかについての議論になっているのだ。そうした見通しがついているようなら、本文の理解は半ばできたも同然である。

こんなふうきれいに全体構造が第1文にあらわれるケースは、さすがにまれだが、冒頭の文(ないし、それに続く若干の記述)は、具体例でなければ、出題された文章の全体、ないしは前半のテーマを明らかにするものになっていることが多い。絶対的なルールではないが、念頭において置きたいことである。

では、読みを先に進めよう。

もちろんこのことはたんに世界諸国と具体的な交渉関係をもつ個別的な史実を強調することを意味するものではない。むしろ具体的には直接の関係をもたぬ史実を含めた大きな歴史の推移において、日本歴史は世界史の歩みといかに一致するか、いかに相違するか、その相違は何にもとづくか、また何を結果したか、というような基本的な傾向を尋ねようとするものである。それは言いかえれば、歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本的な特殊性を求めるものである。……

まず着目したいのは、冒頭の文の文末「～ではない」と次の文末「～である」の組み合わせである。《XハAデハナイ。Bデアル》の組み合わせは、説明の流れとして着目

に値する。この組み合わせにおいて《XハBデアル》は重要事項である可能性が高い。簡単にいえば《XハBデアル》と書いてしまえばいいところを、わざわざ《Aデハナイ》という断りを加えることで、Bについての説明をより精緻なものにしようとしているわけだ。つまり、書き手は「XがBである」ことを正確に読者に理解してほしいと考えているのである。

ただし、ここで行われているのが、一体《何について》の説明なのかを忘れてはならない。それを示すのは冒頭の「このこと」である。この「このこと」は、先に示した文章全体の第1文の前半＝《日本歴史を世界史的な視野のもとに見直そうとすること》のことである。とするなら、その中身を明らかにしたのが「むしろ」で始まる一文であるということになる。

ところが「～か、～か、……というような」は、例示を示す言葉である。例は要約・要旨のポイントからははずすのが原則だった。したがって、まずここは読み飛ばすことにする。この例挙の部分がすっきりまとめられているのが、最後の「それは、言いかえれば」の後の部分になる。言い換え表現の前後には重要事項があらわれやすい。とくに例示の後の場合、その例示によって筆者が語ろうとしていたことがあらわれるものだ。したがって、この部分はチェックを入れておくべき場所だと考えられる。

以上の点を整理してみると、この部分は、冒頭の第1文前半＝《日本歴史を世界史的な視野のもとに見直そうとすること》を説明しなおして、《歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本的な特殊性を求めるもの》としている、と理解できる。

さらに読みを進める。

……この意味においては多くの若い人人は世界史の発展法則を巧妙に説明したマルクスの唯物史観に傾倒するのであるが、あらためて言うまでもなく唯物史観が唯一の世界史の法則ではあり得ない。世界史の普遍性は別の立場からする概括を必要とするであろうし、同様に日本史の特殊性の把握説明もたんに地理的環境の特殊性とか、それにとづく生産手段・生産関係の特殊性とかを挙げるだけで十分でないことは言うをまたないであろう。……

「この意味」とはどんな意味かが気になるところだが、後続の部分にある「世界史の法則」「世界史の普遍性」「日本史の特殊性の把握説明」といった言葉を考えれば、《歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本歴史の日本的な特殊性を求める》ためといった意味になるだろう。しかし、以下につづく部分はいずれも「世界史の法則」「世界史の普遍性」「日本史の特殊性の把握説明」として、「～あり得ない」し、「別の立場からする概括を必要とする」し、「十分でないことは言うをまたない」のだというわけだ。では、それに変わる「世界史の普遍性」や「日本史の特殊性の把握説明」は何か、これから先を読む際の、把握すべきポイントなのだ、と理解される。

……歴史の主体者はあくまでも自由な意志をもった人間である。その意志の形成の発現には、もとより幾多の制約があるにしても、人間が歴史の主人公であることに変わりはない。そして人間という普遍的な名辞は具体的な国の歴史では国民または民族という名辞に置きかえられるが、この国民の性質・思想がその国の歴史の特殊性を構成するにあずかっていることは少なくあるまい。日本史の特殊性の解明に日本国民の国民性の解

明は絶対に必要であると信ずる。ただし歴史の特殊性と国民性との関係は常に後者が前者の原因であるという一方的なものではない。前者によって後者が形作られるという逆の関係もまた強く存在する。両者は相互に影響を及ぼし層層相重なった関係においてあるといえよう。

まず、着目すべきなのは、先に見た「あり得ない」「別の立場からする概括を必要とする」に対応する「 DEAL」であろう。すなわち、「世界史の普遍性」とは「歴史の主体者は」「自由な意志をもった人間だ」ということになる。つまり《世界史において普遍的な(=地理・歴史の違いを越えてどこでもいつでも当てはまる)法則は、歴史の主体(=歴史を動かす者)が、自由な意志をもった人間だ、ということである》というのだ。続く文は、いろいろと面倒な条件はあるけれど、前文で述べたことは、いずれにしても「変わりがない」として念を押しただろう。これで《歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本歴史の日本人的な特殊性を求める》の「歴史の法則の世界的な普遍性」の中身が明らかになったといえる。

すると、次に明らかにされなければならないのは、その普遍性に《照らして日本歴史の日本人的な特殊性を求める》ことだということになる。それを実際に行っているのが、第1段落の残る部分。そのことを特に明瞭に示しているのが「そして人間という普遍的な名辞は……」の文。「そして」とか「また」といった付加・累加の接続詞は、大きな主題には変わりはないものの少々観点を変えた話題を付け足す役割を果たす。どんなふうに観点が変わったのかは、慎重に見極めておきたいところ。この「そして」という単純な接続語は、平均的な受験生には往々にして見逃されてしまうものだ。しかし、要旨・要約問題では、案外重要な着目点である。とくに硬い文章で細かな主題の変化をたどらなければならない場合、見逃しは致命的でさえある。

参考書の中には「そして」を順接としてしか扱っていないものもあるようだ。たしかに「そして」の意味を順接ととる入試問題も現代文で出題されることがある以上、それはそれで仕方のないことだろう。けれど「そして」で、まず念頭におきたいのは付加・累加の役割だ。

さて、本文そのものの解説にもどろう。

《歴史の主体者は、自由な意志をもった人間である》の「人間」を「国民」としているのが、その《照らす》作業。その結果出てきた小結論が《日本史の特殊性の解明に日本国民の国民性の解明は絶対必要であると信ずる》。なお解答に当たっては「絶対に」「と信ずる」は筆者の主観を強めているだけ修辞の言葉として省く。

処理に迷いが出るとすれば、「ただし」以降の内容だろう。ここは、結論と照らし合わせて考えるより他ない。薬の注意書みたいなものだと考えれば、わかりやすいだろう。そこに書かれていることを守らなければ本来の効能が失われてしまう、ということなら、それは薬の本質に関わる重要事項だろう。しかし「子どもの手の届かないところに保管すること」といったものなら、別に子どもが触ったからといって、効能が失われるわけではない。子どもが誤って服用する危険を避けるためのものだといえる。薬の効能に相当するものが、文章の結論だといえればわかりやすさだろう。要約における「ただし」もそのように考える。前者の場合なら、採り入れるべきだし、後者なら採り入れなくてもいいだろう。この文章では、第2段落でも国民性の解明をめぐる議論は展開しているので、後者とする。

これで第1文の前半のポイント=第1段落のポイントがすべて明らかになった。整理してみると……。《日本歴史を世界史的な視野のもとに見直そうとすること》=《歴史の法則の世界的

な普遍性とは、歴史の主体が自由な意志をもった人間であるということである》+《その普遍性に照らして日本歴史の特殊性を求めるとき、日本国民の国民性の解明が必要になる》となる。

さて、第2段落に入ろう。

国民性の研究はこれまでも学者によっていろいろ試みられた。けれどもそれらの多くは例えば日露戦争の後とか、第一次世界大戦の後とか、太平洋戦争の初期とかに特に盛んに試みられたことでもわかるように、日本の国際的地位の上昇にもとづく国民性への自信や自負を基調としてされたものであって、真に公正な見地によるとは言い難いものをもっていた。太平洋戦争の敗戦によってそうした国民性観念の空中楼閣は跡形もなく粉碎されたが、勢いあまって確実な基礎部分までが蔑視され、劣等卑屈の観念に沈淪している弊も見遁し難い。現実の情勢にとらわれぬ中正な立場での国民性の解明こそ今日望まれるところでなければならぬ。

本文の冒頭が頭に残っている人には、この段落の第1文は気にかかるはずだ。なぜなら、第1段落を通して《戦後史学界の一つの大きな課題》として《国民性の解明》があるとされていたからである。国民性の研究がこれまでも行われ、成功をおさめているなら、第1段落と矛盾しかねない。本文がまともな文章であるなら、当然、この「研究」は失敗に終わっているはずである。

その失敗・誤りにつなぐのが「けれども」以降。ただし、この直後明らかになるのは、もっぱら戦前・戦中のもの。しかも「～とか、～とか……わかるように」と、この部分は例示の部分だ。さしあたり押さえられるポイントは、《これまでの日本人の国民性の解明は、日本の国際的地位の上昇にもとづく国民性への自信や自負を基調としてされたものであって、真に公正な見地によるとは言い難いものをもっていた》という点。

さらに先に読みを進めると、戦後もうまくいかなかったことは「太平洋戦争の敗戦によって～」以降の指摘。「戦前には「国民性に対する自負や自信を基調にして」、戦後は「劣等卑屈の観念に沈淪して」国民性の解明が試みられた。ということは、この場合も《真に公正な見地によるとは言い難い》だろう。

要するに戦前戦中、そして戦後も《日本歴史の日本的な特殊性を解明するため必要とされる国民性の解明》に役に立たないものだったという事実が示されているわけだ。

したがって、《戦後史学界の課題》としてなさねばならぬ《国民性の解明》は、結びの文にあるように《現実の情勢にとらわれぬ中正な立場での国民性の解明こそ今日望まれる》ということになる。

全文の要約を試みてみると……

《歴史の法則の世界的な普遍性に照らして日本歴史の日本的な特殊性を求めるときは、戦後史学界の一つの大きな課題である。その普遍性とは、歴史の主体者は自由な意志をもった人間だということである。したがって、これに照らせば、日本歴史の特殊性は日本国民の国民性を解明することで明らかにされることになる。》

これまで試みられた国民性の解明は、時代情勢に影響され、公平なものではなかった。したがって、今日、現実の情勢にとらわれぬ中正な立場からの国民性の解明が必要である》といった具合になるだろう。解答例は p.24。

全体のストーリーをつかもう

ここでちょっと長めの問題にチャレンジしてみよう。問1はオーソドクスな要約問題。問2は、広い意味で考えれば意見問題。ちょっと特殊に見えるかもしれないが、特に国公立2次の小論文では意外とこの手の問題も少なくない。

問1については、考え方は今までと変わらない。問題は、今までやって来たことを、テキパキこなしてゆくための目のつけどころ。問2は、問が要求している作業と字数を照らし合わせると、価値判断まで問われる意見問題というより、知っていることをどのくらい確実に整理できるかが問われていると考えるべきだろう。2つの異なる性格を持ったモノの比較整理とくれば、現代文の評論問題で読解ではおなじみのパターンだと思う。そうした読みを表現に結びつけるといふふうに考えれば、まとめ方の方針は立つ。

問題 2

次の文章を読んで、後の問に答えよ。

歴史学には時間の評価が大切である。(中略) 私はある歴史的イベントが発生するためには、無数の原因があった筈だと考えているが、その原因を結びつけて一つの結果に達するためには時間が必要であった。例えば人類が火の使用を知る以前、どれ程長い間、どれほど多くの人間が、自然による発火、燃焼の状態を目撃したであろうか。そのある者は火に焼けた肉を食い、火に焼けた芋、火に焼けた南瓜を食い、どんなに生よりも甘いと感じたことであろうか。併しその度にそれだけの人が凡て、その火を自分で所有しようと考えたとは限らない。恐らく何千年の間に、ごく限られた人数の者だけが、この大それた欲望を起したに違いない。幸いに人類は既に燃え棒を手に持つだけ指の働きが自由になっていた。またその棒を持って歩けるように、腰を伸ばして立つことができるようになっていた。またその火を保存する為の洞窟を見つけてそこに住んでいた。だからその仕事といえば火を消さぬように、現場から洞窟まで運び、更にそれが消えないように絶えず薪を追加するだけの知恵があればよかった。併しこの簡単な仕事も一度で成功する筈はなかった。何べん、何百回、何千回となく、途中で消えて失敗することが繰り返されたであろうか。その間に当然何千年、何万年の歳月が過ぎたことは容易に推察される。併し長い年代の間には有利な要素の出現が期待される。例えば発火燃焼している現物と、住居の洞窟との間との距離が極めて短いという場合、もしそうでなければ燃え棒が偶然にも松の節樽で、松脂が沢山溜っていて、松明のように相当に長距離を火のついたまま運べる場合などに遇えば、困難だった企画が一挙に解決される。だがそれは正に千載一遇の好機と言わなければならない。そしてそれは人間の絶え間のない努力に対し、長い長い時間が、最終的に必要な、有利な条件を満たしてくれたのである。

併し一度人類の手中に握られた火も、これを継続して燃焼させる仕事が、何かの原因で中断され、火が消えて了うと、人類はまた振り出しに戻って、新しい火種を創造しなければならなかった。そしてその間に時間は惜しみなく流れ、何千年、何万年が一瞬のように過ぎ去ったかも知れない。併しもし人類の知恵がある程度進歩しており、最初の火から第二、第三の分家が出来ていたとすれば、火種が中絶して了うという不幸は防ぐことができた。この火種の分家は、

必ずしもそうと意識して実行されたとは限らない。反って敵対する部族がこの魔法の火の存在を知り、スパイを忍びこませ、プロメテウスよろしく、火種を盗み出して自分たちの所有にしていたかも知れない。何れにしても結果は同じで、火の使用の範囲が拡まれば拡まるほど、火種の絶える心配は少なくなり、やがては人類全体の遺産として子孫の代に引き継がれて行くのである。

この火種の他地域への伝播^{でんぱ}ということも、種々の困難を伴ったことは事実であって、そう易々と実行されたものではなかったであろうが、併しこれを最初の火種保存の発明と比べると、その難易は同日の談ではない。発明、発見は非常にむづかしいことであるが、それを模倣したり、借用したりするのは比較的容易なものである。

このような考えからして、私は必然的に文化一源論の立場に立つ。人類文化の最も基本的な要素はある特定の一地域で発達し、それが世界の各地に伝播して夫々の地^{それぞれ}に特色ある文明を成立させたと考えるのである。もっと端的に言えば、人類の最古の文明は西アジアのシリア周辺に発生し、それが西に伝わってヨーロッパの文明となり、東に向かってインド、中国の文明になったと考える。例えば銅や鉄の発明は凡て西アジアに起こり、それが四方に伝わって行ったものと見たいのである。

文明が西アジアからヨーロッパへ伝わってことは距離が短いから容易に考えられることだが、それが中国へ伝わるについては、その中間に横たわる広大なる空間の克服を如何に説明するか、そういう疑問が必ず発せられるものと思う。併しこの場合も、解決の鍵は時間に外ならない。銅器そのもの、又は銅の精錬法の知識などが、或いは戦争により、或いは交易により、或いは結婚、臣服に伴う贈与により、何べんとなく東方へ向かって発達したのであろう。最初は十キロメートルで止まったかも知れない。次には百キロで止まったかも知れない。併し数十回、数百回の後には一千キロの地点に到達して、そこに基地を造ったこともあり得るのであろう。次にはその基地から出発して更に東へ向かって行けば、それを何十回、何百回と繰り返した後は、何時か中国へ到達してそこに土着する日が来るのである。ただそのためには滅法長い時間を要する。

このように考えて来ると、中国と西アジアとは決して切り離された二地域であるとは言えなくなる。いな、世界中の各地域は、何等かの方法で、他の地域とある程度の連絡を保ち、交渉を続けて来たと考えなければならない。それは今日のように汽車や、汽船や、飛行機やで旅行するのは速度の点で雲泥の差がある。併し長い時間をかければ、その効果はいつか同じことになる。貨車一台の荷物は駱駝百頭に分載できるとする。汽車の速さがもし駱駝の百倍とすれば、一万頭の駱駝、若しくは一万倍の時間をかければ、同じ分量を同じ距離の所へ運搬することができるのである。

同じ長さの時間、例えば一年という長さでも、その間に非常に多くの重要な事件が行われる時と、殆ど社会が停滞したように動かない時とがある。概して言えば古代へ行くほど社会の動きが緩慢であり、現代に近づくほど変転が激しい。それにも拘わらず、我々は古代の緩慢な動きによっても、それが長時間かかれば達成できる大きな成果を無視してはならない。また現代の急激な社会の動きの裏に、本当に人類全体の為^{かか}に有益な進歩が果してどれだけ出来たかの評価を慎重に見極めなければならない。

(宮崎市定『中国史』より)

問一 上の文章を、300字以内で要約せよ。

問二 たとえば筆記用具に関してみた場合、私たちは、鉛筆やシャープペンシル、ボールペンのほか、毛筆や万年筆、最近ではワードプロセッサなど、数多くの種類のものを利用している。これらの筆記用具は、長い歴史のあいだに、外国から導入されてきたり日本で開発されてきたりしたのであるが、同時にそれらのものをさまざまな用途に応じて使いわけて用いるという点に、一つの特徴があるといつてよい。いま仮に、毛筆と鉛筆についてみると、それぞれどのような場合に使いわけられているのであろうか。また、この2つの筆記用具がもつ長所と短所はどこにあるのであろうか。200字以内でのべよ。

(新潟大学)

問題2 / 考え方

ずいぶん長い本文なので、例題1までのような解説はできない。というより、前回までと同じように緻密に考えていたのでは、実際の試験時間内に答案を書ききれないだろう。もちろん、いい加減に考えてもよいというわけではない。ただ、限られた時間内に一定の質を保った要約を作るには、基本的な発想は同じではあっても、前回までとは少々視点を変えたアプローチが必要になってくるといふわけだ。その点での注意を特に心にとどめるようにして、以下を読んでほしい。

まず問一。いちばん最初にやっておきたいのは、全文に素早く目を通し、主題を把握すること。この点は、前回までと変わりはない。この文章の主題(テーマ)が、歴史学における時間の評価の問題であることを押え、省いていい具体例を考える。火種の話がそうした具体例に相当することは見やすいだろう。しかし、以前実際に小論文の授業で、この問題を課したところこの話題を答案に盛り込んでしまったものが多かった。たしかに実際に起こった事実とはいえないが、歴史学における時間の評価の大切さをアピールするための、一種のシミュレーション、あるいは思考実験と考えられる話題であると見るのは、そうむずかしくない、と考えたい。いずれにせよ、筆者の言いたいことそのものではなく、それに説得力を生むための記述であることに変わりはない。

そうした要素を省いて簡単に整理すると次のような具合になるだろう。

歴史学には時間の評価が大切である。(中略)。ある歴史的イベントが発生するためには、無数の原因があった筈だと考えているが、その原因を結びつけて一つの結果に達するためには時間が必要であった。〔例えば……〕発明、発見は非常にむづかしいことであるが、それを模倣したり、借用したりするのは比較的容易なものである。

このような考え〔=時間をかければ様々な要因が結びついて、大きな歴史的イベントが発生するという考え方〕からして、必然的に文化一元論の立場に立つ。人類文化の最も基本的な要素はある特定の地域で発達し、それが世界の各地に伝播して夫々の地に特色ある文明を成立させたと考えるのである。〔……併しこの場合も、解決の鍵は時間に外ならない。……〕

このように考えて来る〔＝文化一源論のような一見突飛と見える考え方も、発明の困難と非常に長い時間を考慮に入れれば十分成立すると考えて来る〕と、〔……〕世界中の各地域は、何等かの方法で、他の地域とある程度の連絡を保ち、交渉を続けて来たと考えなければならない。〔それは……〕

同じ長さの時間、〔例えば……〕その間に非常に多くの重要な事件が行われる時と、殆ど社会が停滞したように動かない時とがある。概して言えば古代へ行くほど社会の動きが緩慢であり、現代に近付くほど変転が激しい。それにも拘わらず、我々は古代の緩慢な動きによっても、それが長時間かかれば達成できる大きな成果を無視してはならない。また現代の急激な社会の動きの裏に、本当に人類全体の為に有益な進歩が果してどれだけ出来たかの評価を慎重に見極めなければならない。

このように整理^{注1}したうえで、議論の出発点と結論を関連づけて考えてみよう。そうすると、課題文全体の見通しというかストーリーのみたいなものが浮かび上がってくることが多い。ここでも《歴史学にとって時間の評価は大切である。長時間かければ達成できる大きな成果は無視できないからだ。そうした成果を考えれば現代の急激な社会の動きの裏に有益な進歩がなされているかどうかも同時に問われることになる》といった肝心要のポイントは確実につかめるはずだ。

要旨を把握せよ、というのであれば、この程度で十分であるといってもよい。いずれにせよ長文であればあるほど、細かなチェック以上に、こうした課題文の大きなストーリーの把握がまず最初に試みられるべきであろう。ある程度の見通しを持たないまま、細部の検討に入ってしまうと、時間がかかるばかりでなく、肝心なポイントを見落としてしまうケースが実際には多い。長文の要約で出題者が見ようとしているのも、重箱の隅をつつくような理解力よりも、素早く課題文の全体像を把握する力である。このことはぜひとも忘れないでほしい。

残った字数だけれど、これは主要な主張の出所を逆に考えてゆくことで必要な部分が浮かび上がってくる。《長時間かければ達成できる大きな成果は無視できない》という主張は、《発明、発見は困難だが、模倣・借用は比較的容易》であるという考え方から出てきている。さらに、この考え方から《文化一源論》が出てくるが、この《文化一源論》の主張するような大きな成果がどのようにして達成されたかを考えれば、《長時間かければ達成できる大きな成果は無視できない》という議論が成立する。長あい文章でも、そこそこの国語力があれば、ど〜〜しても落とせないポイントを見抜くことはさほど困難ではないと思う。その最重要ポイントをふくらませる形で考えていった方が、限られた時間の中での長文要約は簡単だろう。

もう一度、ポイントを確認しておこう。長文の要約において、何よりも重要なのは全体の組み立てを素早く把握することだ。ゆっくりのんびり読むのではなく、まず素早い一読が大切。それから結論部と議論の出発点の呼応を考えてみること。そのことによって、全体の組み立てを把握する上で大切な長文全体のストーリーを捉えやすくなることはきわめて多い。解答例は p.24。

さて、次に問二。

^{注1} 実際には課題文の不要部分にカッコを施すなどする。

まず問いの求めを検討してみよう。主要な問いは、《毛筆と鉛筆の使い分け、および長所と短所について述べること》である。この点について考えてみると、《使い分け》と《長所・短所》の二項目は、密接な係わりのあることはただちに気づきうることだろう。よほど特殊な事情がないかぎり《長所・短所》といったそれぞれの筆記用具の特性に応じて《使い分け》がなされると考えられるからだ。つまり論理的に考えれば、問いの求める順序とは逆になってしまうが、《長所・短所》を整理して、それらの特性に応じて《使い分け》がなされる、という形に答案をまとめたほうが簡単にまとめられるという見当がつくだろう。

次に、《毛筆・鉛筆》という二項目について述べるのであるから、二項対比の形で整理できれば、ずいぶんすっきりした答案の構想も立つ。後は毛筆・鉛筆の特質を思い出してみればよい。ただ、200字というきわめて厳しい制限字数を考えた場合、着眼のユニークさを誇る議論より、手堅い整理を優先させるのが無難だろう。

たとえば、毛筆は使いこなすためには、道具を用意したり墨を擦ったり、と面倒な手間が必要だ。きれいに書面を仕上げるためには、一定の訓練も要求されるだろう。これは、手間がかかるという意味では欠点だが、そうした手間を介して初めて書面が成立することを考えれば、書面に接する者に対して書き手の心遣いや教養を感じさせることができるという長所にも転じうる。これは裏返せば鉛筆の特質をはっきりさせられる。鉛筆で書くには何の手間も要らないが、一方で手紙を鉛筆で書くなどといったことが通常は常識はずれとされることから明らかなように、書面に重々しさや書き手の教養を感じさせるわけにはいかない。このように考えてみると、毛筆は訂正できないのに対して、鉛筆は訂正が容易であることなども同様に処理してゆくことができそうだ。もちろん、こうした両者の性格の違いから、筆記用具の階級性のような話にまで発展させたいなんて人も出てきそうだが、制限字数を考えると、そういう価値判断にまで話を広げるのはきわめて困難だといえそうだ。

あとはそうした複数の要点をどうやって簡潔に表現し、200字という限られた字数の中に盛り込むかということに焦点は絞られるだろう。解答例は、p.24。

問いの求めに即して読もう

問題2では、大きく本文のストーリーをつかむ考え方でアプローチを試みた。ここでは、そうしたアプローチをさらに進めた問題を解いてみよう。

問題 3

次の文章は湯川秀樹の『目に見えないもの』の「目と手と心」の全文である。これを読んで後の問いに答えよ。

人間が「物」を造るには必ず「手」を使う。手によって物の形を変える。そこにわれわれの役に立つ物が出来上がる。ある場合には、出来上がった物自身を道具としてさらに別の物が造り出される。それがまた道具となる場合さえある。道具が複雑化すれば機械となる。そしてわれわれの手によって直接造り得る物とは比較にならぬほど大きなもの、精巧なものが機械によって容易に造り出されるのである。

しかしながら道具や機械がどんなに進歩しようとも、それが手の延長であり手によってあやつり得るものである限りにおいて、ある種の制約を免れることは出来ないのである。それは第一に形のあるものでなければならない。しかもそれは手で動かしても容易に形がくずれたり壊れたりしないほどに丈夫でなければならぬ。すなわち物理学でいうところの「固体」でなければならない。複雑な機械となれば、単一な固体ではなく、多くの固体が特定の仕方で連結されねばならぬことはもちろんである。いずれにしても「技術」といわれるものは、常にこのような一定の形と強さを持った機械を不可欠の要素としていることは、改めていうまでもないであろう。

ところが物の形を変えて新しい物を出すという仕事には、もう一つの不可欠の要素がある。それはいうまでもなく、物を動かすのに要する「力」である。手の指先の器用さと同時に、腕の筋力が必要であったのである。それぞれの機械になんらかの形で動力が補給されなければならない。それはあるいは蒸気の膨張する力であり、ガスの爆発の力であり、電気の力であった。しかしながら力自身は本来形のないものである。ただそれが形のある物に伴っているが故に、われわれはこれを制御し得たのである。高所から落ちてきた水自身が運動のエネルギーを持っていたが故に、それを電力に変えることが可能であった。電力そのものもまた、それが「針金」という固体の中を流れる電流という形において初めて人間の手であやつり得たのである。空間を伝わる電波はアンテナによって捕えられて初めて有用となるのである。

このようにして人間がいろいろな形の力を利用して、さまざまな物を造り出すに当たって、直接相手としているのは、常に固体または固体の連結した物としての機械であり、器具である。しからばそれらを造り出す材料となっている物自身は、一体どこから得たのであるか。

それはなんらかの形で初めからそこにあったのである。人間のいるといたないとにかかわらず、自然物として存在していたのである。物を造るのに必要な動力はどこから出てきたのであろうか。それはもちろん、自然が本来持っていた力以外の何物でもない。現に自然自身がわれわれの存在すると否とにかかわらず、自分自身の中に包蔵する力によって、不断にその姿を変えつつあるのである。山上の土は絶えず雨水によって平地へ運ばれているのである。動物や植物が数限りなく出来てはなくなっていくのである。

この休止することを知らぬ自然自身は一体誰が造ったものであるか。造り手の姿はどこにも見えないが、人間との類推によって造物者を想像することは勝手である。しかし造物者は人間のように「手」を持って物を造りはしないのである。「天道不言而品物亨歳功成」(「天道もの言わずして品物とおり歳功なる」)という言葉の通りである。人間自身の肉体もまた自然の所産として、道具を使わずして造られたものである。肉体の一部であるところの手自身は、けっして固体としての道具ではないのである。

造物者が手を使わなかったとするならばそのかわりに使った物は何であったか。人間との類推によって造物者の心を想像することも勝手である。その心はしかし人間よりはるかに理性的なものである。自然は自分自身の規則をもっている。そしてそれから逸脱した振舞をすることはけっしてないのである。自然力の発現、自然の姿の変化は、すべて自然が自ら定めた規律に忠実である結果として生まれてきたものである。造物者は他を動かす「手」を持たない、造物者自らの「心」に従って自ら変化していくのである。

しからば造物者の心は何によって知り得るであろうか。人間の心は果してなんらかの仕方で

これと共感し得るのであろうか。これに対して解答を与えるものは「科学」である。科学は現に自然自身が遵奉しているさまざまな規則を見つけだしているのである。いかなる方法によってこれを見つけだしたのであるか。あたかも目に見える顔形を通じてその人の心を察し得るがごとく、目に見える自然の姿を通じて造物者の心を察し得たのである。物を造るのに「手」が必要であったのと同じ程度において、物を知るには「目」が必要であった。しかしながら目が単なる肉眼に止まっている間は自然の表層しかみることが出来なかった。顕微鏡が発明され、エックス線発生装置が考案され、それによって肉眼が補強されて、初めて自然の本当の心を見抜くことが出来たのである。ところがそれらはまた、すべて人間の手によって造りだされた「機械」であった。ここでも機械が人間と自然とを結ぶほとんど唯一の通路として横たわっているのを見いだすのである。しかしそれは決して孤立しているのではない。形ある物としての機械の背後には目に見えない自然力があり、物も力も不動の自然法則に従って変化していくものであることを忘れてはならないのである。

問題 右の文章で作者は機械の役割をどのように考えているか。作者がこの文章に「目と手と心」と題した意図に留意しながら、機械のもつ三つの役割についての作者の考えを簡潔に要約せよ。(200字以内)

(一橋大学)

問題3 / 考え方

どうだっただろう。文章自体、ずいぶん奇妙な文体だから面喰らった人も多かったのではないだろうか。しかし、問いの要求自体は明確である。その点をしっかり頭に置いて取り組めば糸口は開ける。いつもと同じように、まず問いの求めに目を通そう。

特に気をつけたいのは、漠然と課題文の要約が求められているのではないことだ。要約しなければならないのは、《作者は機械の役割をどのように考えているか》《機械のもつ三つの役割について》である。課題文には、機械の役割以外にもいろいろな話題が取り上げられている。しかし、そのすべてが答案作りの上で必要なのではないというわけだ。それだけでも、ずいぶん気が楽になるのではないか。設問の条件として読み取るべき内容を指定した問題は少なくない。したがって、必ずチェックしたいところだ。

次に条件として《この文章に「目と手と心」と題した意図に留意しながら》とあることに注意。三つの役割とはおそらく「目と手と心」に対応したものになるという大きな見通しを持つことができるだろう。そこまで見当をつけられれば、もう半ばできたも同然だと思うのだが、どうだろう。

いずれにしても、問いの求めのなかには、本文を読むうえでヒントになるような条件や言葉が登場していることがある。小論文の課題文の場合でも、問いの求めを見ると課題文のテーマが簡単にわかることがある。百パーセント当てにしてよいわけではないが、めやす程度にはなるだろう。気をつけておくとよい。

さて、素早く一読してみると……。「手と目」に対応する役割を発見するのは比較的簡単だと思う。特に最終段落の《物を造るのに「手」が必要であったのと同じ程度において、物を知る

には「目」が必要であった。しかしながら目が単なる肉眼に止まっている間は自然の表層しかみることが出来なかった。顕微鏡が発明され、エックス線発生装置が考案され、それによって肉眼が補強されて、初めて自然の本当の心を見抜くことが出来たのである。ところがそれらはまた、すべて人間の手によって造りだされた「機械」であった。ここでも機械が人間と自然とを結ぶほとんど唯一の通路として横たわっているのを見いだすのである》とある。機械が《手》の延長として働くことは本文の前半部で容易につかめるが、機械はまた《目》の能力の延長として、肉眼では見えないもの人間の目に見せる役割を持っていることになるというわけだ。《心》に対応する役割を見出すのが少々むずかしいかも知れない。しかし、これも最終段落冒頭の《造物者の心は何によって知り得るであろうか。人間の心は果してなんらかの仕方ですべてと共感し得るのであるか》という記述を忘れていなければ、何とかなるのではないかと思う。これらはいずれも疑問形、要するに問題提起の表現だったはずだ。つまり、《肉眼が補強されて、初めて自然の本当の心を見抜くことが出来た》という先に取り上げた記述の一部は、段落冒頭の問題提起に対する答えである。《機械は人間の肉眼と手との働きを拡大することで、造物者の心（自然法則）を理解しようとする人間の心の能力をも拡大している》というわけだ。そのように理解できれば、機械はまさしく《人間と自然とを結ぶほとんど唯一の通路として横たわっている》といえるだろう。

すでに一度触れたとおり、文中の疑問形は、筆者の問題意識や主張のありかを知る目安になる表現だった。そのことを忘れていなければ、この文はチェックされているはずだ。さらにいえば、硬い文章になればなるほど、段落冒頭や末尾にトピックセンテンス（段落の内容を代表する文）が登場しやすい。これも、目安にすぎないにせよ、困ったときには思い出したいことだ。

いずれにせよ、機械は単に《目と手》の力を増幅する役割ばかりか、人間の《心》の自然との共感の能力をも増幅する役割を担っているといえるのであり、最初につけた見通しが確認されたわけである。解答例は p.24。

解答例

問題 1 / 解答例

- 世界史の法則の普遍性に照らし日本史の特殊性を求めるのが、戦後史学界の大きな課題
- 歴史の法則に普遍的なのは歴史の主体者が自由な意志をもった人間だということ
- 日本史の特殊性解明には、日本国民の国民性の解明が必要
- 国民性の解明には、現実の情勢にとらわれぬ中正な立場が必要

問題 2・問 1 / 解答例 発明・発見の困難に比べて、模倣・借用は容易であるが、時間さえかければ発明・発見されたものは、広い範囲に伝播することも可能である。そのことを考えれば、特定地域に文化は発生し、長い時間をかけて、世界各地に伝播したとする文化一元論が成立するほどだ。このように、長時間かければ達成できる大きな成果は無視できない。また、そうした成果を考えれば、古代の緩慢な変化に比べて、現代の急激な社会の動きの裏に、人類全体にとって有益な進歩がなされているかどうかの慎重な評価が、同時に求められることにもなる。このように、歴史学にとって時間の評価は大切なものなのである。

問題 2・問 2 / 解答例 毛筆を使いこなすには手間と習練が必要で、訂正にも不便だが、そのため重々しさ、信頼性、書き手の教養を感じさせる書面を作ることができる。一方、鉛筆は誰にでも手軽に使い、訂正も容易だが、そのぶん書面に重々しさ、信頼性、特別の心遣いを感じさせにくいというらみがある。これらの性格のため、毛筆は、特別の公式文書やことあらたまつた場合に、鉛筆は、公にならない書面や日常的な覚書の場合にそれぞれ多用されている。

問題 3 / 解答例 機械は、手の延長としての役割をもち、自然を变形して、人間の手によって直接造り得る物以上に大きなもの、精巧なものを造り出す。このとき、肉眼以上に自然の深層を見ることが出来るような機械も造られ、補強された肉眼としての役割を果たしていることになる。その結果、自然を司る心である規則が見つけたされ、人間の心は自然の心と共感し得るようになる。とすれば、機械は人間と自然とを結ぶ通路の役割をも果たすといえよう。

付録A GNU Free Documentation License

Version 1.1, March 2000

Copyright © 2000 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

Preamble

The purpose of this License is to make a manual, textbook, or other written document “free” in the sense of freedom: to assure everyone the effective freedom to copy and redistribute it, with or without modifying it, either commercially or noncommercially. Secondly, this License preserves for the author and publisher a way to get credit for their work, while not being considered responsible for modifications made by others.

This License is a kind of “copyleft”, which means that derivative works of the document must themselves be free in the same sense. It complements the GNU General Public License, which is a copyleft license designed for free software.

We have designed this License in order to use it for manuals for free software, because free software needs free documentation: a free program should come with manuals providing the same freedoms that the software does. But this License is not limited to software manuals; it can be used for any textual work, regardless of subject matter or whether it is published as a printed book. We recommend this License principally for works whose purpose is instruction or reference.

Applicability and Definitions

This License applies to any manual or other work that contains a notice placed by the copyright holder saying it can be distributed under the terms of this License. The “Document”, below, refers to any such manual or work. Any member of the public is a licensee, and is addressed as “you”.

A “Modified Version” of the Document means any work containing the Document or a portion of it, either copied verbatim, or with modifications and/or translated into another language.

A “Secondary Section” is a named appendix or a front-matter section of the Document that deals exclusively with the relationship of the publishers or authors of the Document to the Document’s overall subject (or to related matters) and contains nothing that could fall directly within that overall subject. (For example, if the Document is in part a textbook of mathematics, a Secondary Section may not explain any mathematics.) The relationship could be a matter of historical connection with the subject or with related matters, or of legal, commercial, philosophical, ethical or political position regarding them.

The “Invariant Sections” are certain Secondary Sections whose titles are designated, as being those of Invariant Sections, in the notice that says that the Document is released under this License.

The “Cover Texts” are certain short passages of text that are listed, as Front-Cover Texts or Back-Cover Texts, in the notice that says that the Document is released under this License.

A “Transparent” copy of the Document means a machine-readable copy, represented in a format whose specification is available to the general public, whose contents can be viewed and edited directly and straightforwardly with generic text editors or (for images composed of pixels) generic paint programs or (for drawings) some widely available drawing editor, and that is suitable for input to text formatters or for automatic translation to a variety of formats suitable for input to text formatters. A copy made in an otherwise Transparent file format whose markup has been designed to thwart or discourage subsequent modification by readers is not Transparent. A copy that is not “Transparent” is called “Opaque”.

Examples of suitable formats for Transparent copies include plain ASCII without markup, Texinfo input format, \LaTeX input format, SGML or XML using a publicly available DTD, and standard-conforming simple HTML designed for human modification. Opaque formats include PostScript, PDF, proprietary formats that can be read and edited only by proprietary word processors, SGML or XML for which the DTD and/or processing tools are not generally available, and the machine-generated HTML produced by some word processors for output purposes only.

The “Title Page” means, for a printed book, the title page itself, plus such following pages as are needed to hold, legibly, the material this License requires to appear in the title page. For works in formats which do not have any title page as such, “Title Page” means the text near the most prominent appearance of the work’s title, preceding the beginning of the body of the text.

Verbatim Copying

You may copy and distribute the Document in any medium, either commercially or noncommercially, provided that this License, the copyright notices, and the license notice saying this License applies to the Document are reproduced in all copies, and that you add no other conditions whatsoever to those of this License. You may not use technical measures to obstruct or control the reading or further copying of the copies you make or distribute. However, you may accept compensation in exchange for copies. If you distribute a large enough number of copies you must also follow the conditions in section 3.

You may also lend copies, under the same conditions stated above, and you may publicly display copies.

Copying in Quantity

If you publish printed copies of the Document numbering more than 100, and the Document's license notice requires Cover Texts, you must enclose the copies in covers that carry, clearly and legibly, all these Cover Texts: Front-Cover Texts on the front cover, and Back-Cover Texts on the back cover. Both covers must also clearly and legibly identify you as the publisher of these copies. The front cover must present the full title with all words of the title equally prominent and visible. You may add other material on the covers in addition. Copying with changes limited to the covers, as long as they preserve the title of the Document and satisfy these conditions, can be treated as verbatim copying in other respects.

If the required texts for either cover are too voluminous to fit legibly, you should put the first ones listed (as many as fit reasonably) on the actual cover, and continue the rest onto adjacent pages.

If you publish or distribute Opaque copies of the Document numbering more than 100, you must either include a machine-readable Transparent copy along with each Opaque copy, or state in or with each Opaque copy a publicly-accessible computer-network location containing a complete Transparent copy of the Document, free of added material, which the general network-using public has access to download anonymously at no charge using public-standard network protocols. If you use the latter option, you must take reasonably prudent steps, when you begin distribution of Opaque copies in quantity, to ensure that this Transparent copy will remain thus accessible at the stated location until at least one year after the last time you distribute an Opaque copy (directly or through your agents or retailers) of that edition to the public.

It is requested, but not required, that you contact the authors of the Document well before redistributing any large number of copies, to give them a chance to provide you

with an updated version of the Document.

Modifications

You may copy and distribute a Modified Version of the Document under the conditions of sections 2 and 3 above, provided that you release the Modified Version under precisely this License, with the Modified Version filling the role of the Document, thus licensing distribution and modification of the Modified Version to whoever possesses a copy of it. In addition, you must do these things in the Modified Version:

- Use in the Title Page (and on the covers, if any) a title distinct from that of the Document, and from those of previous versions (which should, if there were any, be listed in the History section of the Document). You may use the same title as a previous version if the original publisher of that version gives permission.
- List on the Title Page, as authors, one or more persons or entities responsible for authorship of the modifications in the Modified Version, together with at least five of the principal authors of the Document (all of its principal authors, if it has less than five).
- State on the Title page the name of the publisher of the Modified Version, as the publisher.
- Preserve all the copyright notices of the Document.
- Add an appropriate copyright notice for your modifications adjacent to the other copyright notices.
- Include, immediately after the copyright notices, a license notice giving the public permission to use the Modified Version under the terms of this License, in the form shown in the Addendum below.
- Preserve in that license notice the full lists of Invariant Sections and required Cover Texts given in the Document's license notice.
- Include an unaltered copy of this License.
- Preserve the section entitled "History", and its title, and add to it an item stating at least the title, year, new authors, and publisher of the Modified Version as given on the Title Page. If there is no section entitled "History" in the Document, create one stating the title, year, authors, and publisher of the Document as given on its Title Page, then add an item describing the Modified Version as stated in the previous sentence.

- Preserve the network location, if any, given in the Document for public access to a Transparent copy of the Document, and likewise the network locations given in the Document for previous versions it was based on. These may be placed in the “History” section. You may omit a network location for a work that was published at least four years before the Document itself, or if the original publisher of the version it refers to gives permission.
- In any section entitled “Acknowledgements” or “Dedications”, preserve the section’s title, and preserve in the section all the substance and tone of each of the contributor acknowledgements and/or dedications given therein.
- Preserve all the Invariant Sections of the Document, unaltered in their text and in their titles. Section numbers or the equivalent are not considered part of the section titles.
- Delete any section entitled “Endorsements”. Such a section may not be included in the Modified Version.
- Do not retitle any existing section as “Endorsements” or to conflict in title with any Invariant Section.

If the Modified Version includes new front-matter sections or appendices that qualify as Secondary Sections and contain no material copied from the Document, you may at your option designate some or all of these sections as invariant. To do this, add their titles to the list of Invariant Sections in the Modified Version’s license notice. These titles must be distinct from any other section titles.

You may add a section entitled “Endorsements”, provided it contains nothing but endorsements of your Modified Version by various parties – for example, statements of peer review or that the text has been approved by an organization as the authoritative definition of a standard.

You may add a passage of up to five words as a Front-Cover Text, and a passage of up to 25 words as a Back-Cover Text, to the end of the list of Cover Texts in the Modified Version. Only one passage of Front-Cover Text and one of Back-Cover Text may be added by (or through arrangements made by) any one entity. If the Document already includes a cover text for the same cover, previously added by you or by arrangement made by the same entity you are acting on behalf of, you may not add another; but you may replace the old one, on explicit permission from the previous publisher that added the old one.

The author(s) and publisher(s) of the Document do not by this License give permission to use their names for publicity for or to assert or imply endorsement of any Modified Version.

Combining Documents

You may combine the Document with other documents released under this License, under the terms defined in section 4 above for modified versions, provided that you include in the combination all of the Invariant Sections of all of the original documents, unmodified, and list them all as Invariant Sections of your combined work in its license notice.

The combined work need only contain one copy of this License, and multiple identical Invariant Sections may be replaced with a single copy. If there are multiple Invariant Sections with the same name but different contents, make the title of each such section unique by adding at the end of it, in parentheses, the name of the original author or publisher of that section if known, or else a unique number. Make the same adjustment to the section titles in the list of Invariant Sections in the license notice of the combined work.

In the combination, you must combine any sections entitled “History” in the various original documents, forming one section entitled “History”; likewise combine any sections entitled “Acknowledgements”, and any sections entitled “Dedications”. You must delete all sections entitled “Endorsements.”

Collections of Documents

You may make a collection consisting of the Document and other documents released under this License, and replace the individual copies of this License in the various documents with a single copy that is included in the collection, provided that you follow the rules of this License for verbatim copying of each of the documents in all other respects.

You may extract a single document from such a collection, and distribute it individually under this License, provided you insert a copy of this License into the extracted document, and follow this License in all other respects regarding verbatim copying of that document.

Aggregation With Independent Works

A compilation of the Document or its derivatives with other separate and independent documents or works, in or on a volume of a storage or distribution medium, does not as a whole count as a Modified Version of the Document, provided no compilation copyright is claimed for the compilation. Such a compilation is called an “aggregate”, and this License does not apply to the other self-contained works thus compiled with the Document, on account of their being thus compiled, if they are not themselves derivative works of the Document.

If the Cover Text requirement of section 3 is applicable to these copies of the Document, then if the Document is less than one quarter of the entire aggregate, the Document's Cover Texts may be placed on covers that surround only the Document within the aggregate. Otherwise they must appear on covers around the whole aggregate.

Translation

Translation is considered a kind of modification, so you may distribute translations of the Document under the terms of section 4. Replacing Invariant Sections with translations requires special permission from their copyright holders, but you may include translations of some or all Invariant Sections in addition to the original versions of these Invariant Sections. You may include a translation of this License provided that you also include the original English version of this License. In case of a disagreement between the translation and the original English version of this License, the original English version will prevail.

Termination

You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Document except as expressly provided for under this License. Any other attempt to copy, modify, sublicense or distribute the Document is void, and will automatically terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

Future Revisions of This License

The Free Software Foundation may publish new, revised versions of the GNU Free Documentation License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns. See <http://www.gnu.org/copyleft/>.

Each version of the License is given a distinguishing version number. If the Document specifies that a particular numbered version of this License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that specified version or of any later version that has been published (not as a draft) by the Free Software Foundation. If the Document does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published (not as a draft) by the Free Software Foundation.

ADDENDUM: How to use this License for your documents

To use this License in a document you have written, include a copy of the License in the document and put the following copyright and license notices just after the title page:

Copyright © YEAR YOUR NAME. Permission is granted to copy, distribute and/or modify this document under the terms of the GNU Free Documentation License, Version 1.1 or any later version published by the Free Software Foundation; with the Invariant Sections being LIST THEIR TITLES, with the Front-Cover Texts being LIST, and with the Back-Cover Texts being LIST. A copy of the license is included in the section entitled “GNU Free Documentation License”.

If you have no Invariant Sections, write “with no Invariant Sections” instead of saying which ones are invariant. If you have no Front-Cover Texts, write “no Front-Cover Texts” instead of “Front-Cover Texts being LIST”; likewise for Back-Cover Texts.

If your document contains nontrivial examples of program code, we recommend releasing these examples in parallel under your choice of free software license, such as the GNU General Public License, to permit their use in free software.